

平成27年(ラ)第33号 川内原発稼働等差止め仮処分申立て却下決定に対する即時抗告事件（原審・鹿児島地方裁判所平成26年(ヨ)第36号）

決 定 骨 子

- 1 抗告人らの本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 発電用原子炉施設の耐震安全性の確保に関する新規制基準の定めが不合理であるということはできず、本件原子炉施設が耐震安全性の確保に係る新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということもできない。
- 3 立地評価に関する「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（火山ガイド）の定めは、その内容が不合理であるといわざるを得ないが、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係において立地不適としなくとも本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず、その余の火山については設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないというのであるから、本件原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が、結論において不合理であるということはできない。
- 4 降下火砕物の影響評価に関する火山ガイドの定めは、不合理ということはできず、本件原子炉施設が火山の影響に係る新規制基準に適合するものとした原子力規制委員会の判断が、不合理であるということはできない。
- 5 相手方は、耐震安全性、火山の影響に対する安全性等について、本件原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づく疎明を尽くしたというべきである。
- 6 本件避難計画等について抗告人らが主張するような問題点を指摘することができるとしても、本件避難計画等の下において相手方が本件原子炉施設を運転等することをもって、直ちに事業者である相手方による抗告人らの人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできない。

- 7 他に本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、本件原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存することをうかがわせるような事情は見当たらない。
- 8 以上によれば、抗告人らの相手方に対する人格権に基づく本件原子炉施設の運転の差止めを求める本件仮処分命令の申立ては、被保全権利についての疎明を欠くことに帰するから、抗告人らの本件抗告はいずれも理由がない。

以上